

# 目 次

## 第 1 編 総 則

第 1 節	計画の趣旨	1
第 2 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
第 3 節	市の概要	10
第 4 節	東播磨の地形と地質	13
第 5 節	既往地震の概要	15
第 1	兵庫県内での地震災害の発生状況	
第 2	兵庫県での津波の状況	
第 3	阪神・淡路大震災の概要	
第 6 節	地震災害の危険性と被害の特徴	19
第 1	趣旨	
第 2	内容	

## 第 2 編 災害予防計画

第 1 章	基本方針	29
第 2 章	地域防災基盤の整備	
第 1 節	都市の防災構造の強化	31
第 1	延焼遮断帯の整備	
第 2	市街地の整備	
第 3	オープンスペースの確保	
第 4	道路・橋梁の整備	
第 2 節	建物の耐震・不燃化等	36
第 1	防火地域等の指定	
第 2	既存建築物の耐震化	
第 3	建築物の耐震性強化の普及啓発	
第 4	落下物対策	
第 5	ブロック塀の倒壊防止対策	
第 6	既存建築物の防災・避難対策	
第 7	既存建築物の維持保全対策	
第 8	文化財保護対策	
第 3 節	地盤災害の防止施設等の整備	41
第 1	砂防設備の整備	
第 2	急傾斜地崩壊防止施設の整備	
第 3	治山施設の整備	
第 4	土砂災害防止法の推進	
第 4 節	河川、海岸の整備	51
第 1	河川施設の整備	
第 2	海岸施設の整備	
第 3	ため池施設の整備	
第 5 節	交通関係施設の整備	53
第 1	道路施設の整備	
第 2	鉄道施設の整備	
第 6 節	ライフライン関係施設の整備	55
第 1	電力施設等の整備	
第 2	ガス施設等の整備	

第3	電気通信施設等の整備	
第4	水道施設等の整備	
第5	下水道施設等の整備	
第7節	危険物施設等の予防対策の実施	70
第1	危険物施設の予防対策	
第2	高圧ガス施設の予防対策	
第3	毒物・劇物施設の予防対策	
第4	放射性物質の予防対策	
第3章	災害応急対策への備えの充実	
第1節	組織体制の整備	74
第1	防災組織体制	
第2	災害対策要員等の確保体制	
第2節	災害対策要員の研修・訓練	77
第1	情報収集・伝達訓練の実施	
第2	緊急参集訓練の実施	
第3	総合防災訓練等の実施	
第4	津波避難訓練等の実施	
第5	各種研修等の参加	
第3節	広域防災体制の確立	78
第1	相互応援体制の整備	
第2	防災関係機関との連携強化	
第3	民間企業等との協力体制の推進	
第4	受援体制	
第4節	災害対策拠点及び防災拠点等の整備	81
第1	災害対策拠点の整備	
第2	地域防災拠点の整備	
第3	コミュニティ防災拠点の整備	
第5節	情報通信機器・施設の整備・運用	84
第1	災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・運用	
第2	災害無線通信体制の充実強化	
第3	高砂市防災行政無線の充実強化	
第4	兵庫県防災行政無線（兵庫衛星通信ネットワーク）	
第5	地域防災無線の整備	
第6	兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用	
第7	災害時優先電話の配備	
第8	防災ネットたかさご	
第9	緊急地震速報受信システムの整備	
第6節	出火予防・初期消火体制の整備	88
第1	消防組織	
第2	火災予防対策	
第7節	消防防災施設・設備の整備	90
第1	震災時における総合的な消防計画の策定	
第2	消防署等の耐震性向上	
第3	消防施設・設備の整備	
第8節	防災資機材の整備	93
第1	住民用資機材	
第2	救助資機材	
第3	拠点用資機材	
第4	水防用資機材	
第9節	災害ボランティア活動支援体制の整備	94
第1	受入体制の整備	
第2	ボランティア活動支援拠点の整備	
第3	災害ボランティア活動環境の整備	
第4	災害ボランティア等の確保	

<b>第10節 備蓄体制等の整備</b>	95
第1 備蓄の基本的方針	
第2 民間との協定促進	
第3 食料	
第4 生活必需物資	
第5 応急給水	
第6 医薬品等	
<b>第11節 緊急輸送体制の整備</b>	99
第1 地域輸送拠点の整備	
第2 高砂市緊急輸送路ネットワークの設定	
第3 緊急輸送車両の確保	
第4 ヘリコプター臨時離着陸場の指定	
第5 海上アクセスポイントの整備	
<b>第12節 災害医療体制の整備</b>	100
第1 災害拠点病院	
第2 災害医療情報の収集体制の整備	
第3 初動医療体制の整備	
<b>第13節 被災建築物応急危険度判定制度の整備</b>	102
第1 目的	
第2 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	
第3 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の育成	
第4 災害の予測及び県協議会での協議事項	
第5 資機材の備蓄	
第6 連携の整備強化	
<b>第14節 家屋被害認定士制度の整備</b>	104
第1 家屋被害認定士の育成	
第2 家屋被害認定士の役割	
第3 他市町との協力体制の確立	
<b>第15節 被災宅地危険度判定制度の整備</b>	105
第1 目的	
第2 被災宅地危険度判定制度実施体制の整備	
第3 兵庫県被災宅地危険度判定士の育成	
第4 災害予測及び県協議会の協議事項	
第5 資機材の備蓄	
第6 連携の整備強化	
<b>第16節 住民避難に係る施設・体制の整備</b>	107
第1 避難施設の指定・整備	
第2 避難体制等の整備・確立	
<b>第17節 避難行動要支援者の支援体制</b>	110
第1 地域安心拠点の整備	
第2 支援体制	
第3 避難行動要支援者名簿の作成・活用等	
第4 社会福祉施設等の整備	
第5 避難行動要支援者関連施設への災害対策の実施	
<b>第18節 災害時帰宅困難者対策の推進</b>	113
第1 住民等への普及啓発	
第2 帰宅困難者への対応	
<b>第19節 外国人への対応</b>	114
第1 日常の情報提供	
第2 外国人住民等の被災情報の把握	
第3 外国人住民等への情報提供	
第4 外国人住民等への研修等	
<b>第20節 津波災害対策の推進</b>	115
第1 防潮堤等海岸施設の整備	
第2 津波予報、避難指示等の情報伝達体制の整備	

第3	津波監視体制等の確立	
第4	避難体制の整備	
第5	市民への啓発活動等の実施	
第6	津波対応マニュアル等の作成	
第7	南海地震に関わる津波対策の推進	
<b>第21節</b>	<b>防災基盤・施設等の整備計画</b>	117
第1	地震防災緊急事業	
第2	緊急防災基盤整備事業	
第3	防災まちづくり事業	
第4	公共建築物耐震改修事業	
<b>第4章</b>	<b>住民参加による地域防災力の向上</b>	
<b>第1節</b>	<b>防災に関する学習等の充実</b>	119
第1	一般住民に対する防災思想の普及	
第2	一般住民に対する防災知識の普及	
第3	市及び防災関係機関の職員等に対する防災教育	
第4	防災上重要な施設の職員等に対する防災教育	
第5	児童・生徒に対する防災教育	
<b>第2節</b>	<b>自主防災組織の育成</b>	123
第1	実施機関等	
第2	自主防災組織の活動等	
第3	育成強化対策	
<b>第3節</b>	<b>防災訓練の実施</b>	126
第1	目的	
第2	総合防災訓練	
第3	水防訓練	
第4	地域防災訓練	
第5	自主防災組織等の防災訓練	
<b>第4節</b>	<b>企業等の地域防災活動への参画促進</b>	128
第1	災害時に企業が果たす役割	
第2	企業の平常時対策	
第3	市・消防本部の役割	
<b>第5節</b>	<b>地区防災計画</b>	129
<b>第6節</b>	<b>ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動</b>	129
<b>第7節</b>	<b>兵庫県住宅再建共済制度の推進</b>	130
<b>第5章</b>	<b>地震に関する調査・研究等の推進</b>	131
第1	防災関係機関との情報交換	
第2	防災に関する図書・資料等の収集・整理	
第3	高砂市の防災特性を踏まえた専門的調査・研究	
第4	研究会等	

## 第3編 災害応急対策計画

<b>第1章</b>	<b>基本方針</b>	
第1	迅速な災害応急活動体制の確立	133
第2	円滑な災害応急対策活動の展開	
<b>第2章</b>	<b>迅速な災害応急活動体制の確立</b>	
<b>第1節</b>	<b>組織設置計画</b>	134
第1	災害対策本部	
第2	災害警戒本部	
第3	現地災害対策本部	

第2節 動員計画	146
第1 配備体制	
第2 職員の配置及び服務	
第3節 情報の収集伝達	
第1 地震・津波情報の伝達計画	151
第2 災害情報の収集・報告	
第3 災害時の通信手段の確保	
第4節 自衛隊派遣要請	169
第5節 防災関係機関との連携	172
第3章 円滑な災害応急活動体制の展開	
第1節 災害ボランティアの受入計画	178
第1 実務担当者	
第2 ボランティアの確保	
第2節 災害情報の提供と相談活動の実施	180
第1 災害広報	
第2 広聴活動計画	
第3節 消防計画	183
第1 実施担当者	
第2 消防活動	
第4節 水防計画	185
第1 水防管理者及び水防団体の活動	
第2 水防活動の応援要請	
第5節 災害救助法の適用	186
第6節 人命救出活動の実施	193
第7節 避難対策の実施	195
1 実施責任と実施基準等	
2 避難指示の実施	
3 警戒区域の設定	
4 警戒区域の設定の実施	
5 避難者誘導方法及び輸送方法	
6 避難経路	
7 避難の基本システム	
8 避難施設及び災害対策拠点施設の応急危険度判定	
9 指定避難施設一覧	
10 避難所の開設・運営	
11 被災者収容に関する県への協力要請等	
12 仮設トイレ等の設置	
13 宿泊施設、社会福祉施設等の活用	
14 要配慮者への配慮	
15 広域避難（広域一時滞在）等	
16 災害救助法が適用された場合の措置方法	
第8節 食料の供給	216
第9節 応急給水の実施	219
第10節 生活必需品の供給	222
第11節 住宅の確保	224
第12節 医療・助産対策の実施	228
第13節 感染症対策の実施	231
第14節 精神医療の実施	233

第15節	健康対策の実施	234
第16節	遺体の搜索・火葬等の実施	236
第17節	教育対策の実施	239
第18節	廃棄物対策の実施	241
第1	ガレキ対策の実施	
第2	ごみ処理対策の実施	
第3	し尿処理対策の実施	
第19節	ヘリコプター派遣要請計画	245
第20節	交通輸送対策の実施	246
第1	交通の確保対策の実施	
第2	緊急輸送対策の実施	
第3	鉄道施設対策の実施	
第4	港湾施設対策の実施	
第21節	ライフラインの応急対策の実施	255
第1	電力の確保	
第2	ガスの確保	
第3	電気通信の確保	
第4	水道の確保	
第5	下水道の確保	
第22節	危険物施設等の応急対策の実施	269
第1	危険物災害対策計画	
第2	高圧ガス関係事業所応急対策	
第3	毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策	
第4	放射性物質取扱事業所応急対策計画	
第23節	農林水産対策計画	272
第1	実施担当者	
第2	市の実施対策	
第24節	公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進	273
第1	実施担当者	
第2	市の実施対策	

## 第4編 災害復旧・復興計画

第1章	災害復旧計画	277
第1節	復旧組織の設置	
第1	復旧本部の設置	
第2	復旧本部の組織・運営	
第2章	各種証明の発行と義援金品の受付・配分計画	278
第1節	各種証明書の発行	
第1	各種証明書発行システム	
第2	被害調査及び各種証明書発行の実施方針	
第3	被害調査	
第4	り災証明及び被災証明	
第5	再調査	
第2節	義援金品の受付・配分計画	289
第3章	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等	290
第1	災害弔慰金の支給	
第2	災害障害見舞金の支給	
第3	災害援護資金の貸付	

第4	災害見舞金の支給	
第5	災害援護金等の支給	
第6	生活福祉資金	
第7	被災者生活再建支援制度の概要	
<b>第4章</b>	<b>税の徴収猶予及び減免、その他の資金対策計画</b>	298
第1	税の徴収猶予及び減免措置	
第2	雇用の確保	
第3	その他の資金融資等	
<b>第5章</b>	<b>災害復旧事業の実施</b>	300
第1	災害復旧事業	
第2	激甚災害の指定	
<b>第6章</b>	<b>災害復興計画</b>	301
第1節	復興組織の設置	
第1	復興本部の設置	
第2	復興本部の組織・運営	
第2節	復興計画の策定	302
第1	復興計画等の内容	

## 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	
第1節	推進計画の趣旨	305
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	305
<b>第2章</b>	<b>災害対策本部の設置等</b>	
第1節	災害対策本部等の設置	306
第2節	災害応急対策要員の動員	306
<b>第3章</b>	<b>災害発生時の応急対策等</b>	
第1節	地震発生時の応急対策	307
第2節	資機材、人員等の配備手配	310
第3節	他機関に対する応援要請	310
<b>第4章</b>	<b>津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</b>	
第1節	津波に対する体制整備	313
第2節	津波からの防護のための施設の整備等	313
第3節	津波に関する情報の伝達等	314
第4節	避難対策等	316
第5節	消防機関等の活動	320
第6節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	321
第7節	交通対策	323
第8節	迅速な救助	324
第9節	県及び市が管理又は運営する施設に関する対策	325
<b>第5章</b>	<b>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b>	
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	327
第2節	建築物等の耐震化の推進	327
<b>第6章</b>	<b>地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</b>	

第1節	地域防災力の向上	328
第2節	防災訓練計画	329
第3節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	331
第7章	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	
第1節	南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する可能性がある場合への対応	333
第2節	実施内容	333
第8章	「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応	
第1節	対応の方針	334
第2節	住民への広報	338